

令和2年5月1日

保護者各位

東古瀬こども園
園長 中村 佳文

緊急事態宣言延長による園の利用についてお願い

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が5月末日まで延長されました。

この間保護者の皆様には、長期間にわたって登園自粛、時間短縮にご協力いただき本当にありがとうございました。

おかげをもって状況は改善しつつありますが、残念ながら緊急事態宣言が解消されるに至らず、延長されることとなってしまいました。

保護者の皆様には、重ね重ねご協力いただいているところですが、再度、可能な限りの家庭保育にご協力下さいますようお願い申し上げます。限定保育について東古瀬こども園での対応は下記をご覧ください。

なお、ご家庭それぞれの事情があり、家庭保育が不可能でお困りになる場合は、園長にご相談下さい。

また、保育の必要な方は、保育申出書に必要事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

限定保育期間 : 令和2年5月7日 ~ 令和2年5月31日

対象家庭 : ①兵庫県が定めた「基本的に休業要請を行わない施設」に勤務する家庭

(1) 社会生活に維持する上で必要な施設

(2) 社会福祉施設等

②ひとり親家庭

③自宅での介護が必要な家庭

④疾病等により療養を必要とする家庭

⑤上記以外で、特に保育が必要と認められる家庭

開園時間 : 原則8:00~17:00

上記の時間では難しい方は園長にご相談ください。